

一般社団法人全国軽自動車協会連合会 平成 27 年度事業報告

< 要 約 >

本報告書は、以下に示す最重点施策及び重点施策を含めて、当連合会が平成 27 年度に行った事業の報告についてまとめたものである。当連合会は、今後とも軽自動車・二輪車販売業界団体としての責任を自覚しながら、より健全なクルマ社会の実現のために努力をしていくこととする。

○ 最重点施策

- ・ 車体課税の見直しへの対応
- ・ 保管場所の届出適正化と届出率向上
- ・ 流通改善対策の推進

○ 重点施策

- ・ 軽自動車保有関係手続きの O S S 導入を見据えた取り組みの推進
- ・ 組織の自立運営の支援
- ・ 組織運営の改善
- ・ 軽自動車理解促進の推進
- ・ 軽自動車の普及促進
- ・ 軽自動車情報提供事業の普及拡大
- ・ 軽自動車・二輪車の防犯・法令順守の促進
- ・ 二輪車自主リサイクル事業の推進

1. 軽自動車の理解促進事業

(1) 軽自動車に関する新車資料等の整理・公表

自動車産業記者会（全国紙等 28 社）及び全軽自協記者会（業界紙誌 15 社）など報道機関に対して、毎月定例で計 12 回にわたり「軽自動車新車販売速報」及び「軽自動車〔通称名別〕新車販売速報」の資料配布を実施した。また、平成 27 年 7 月には「軽自動車の世帯当たり普及台数について」の資料を発表した。

これらの資料は発表と同時に当連合会のインターネットホームページ（HP）にも掲載した。また、国内で販売されているすべての軽自動車を掲載し、メーカーの HP にリンクさせるとともに、軽自動車のフルモデルチェンジ・マイナーチェンジ・機種追加などの情報も逐次追加した。

(2) 軽自動車に関する諸手続きの案内

軽四輪自動車及び軽二輪自動車の検査・届出、保管場所届出、軽自動車税申告等の案内について、前年度に引き続き全軽自協 HP に諸手続き方法を掲載した。また、各事務所の窓口で問い合わせに応じるとともに、電話による相談を本部及び各事務所で

受け付けた。

全軽HPへのアクセス件数（トップページのカウンター数）は、平成 27 年度は 13 万 4586 件（前年度比 2 万 1122 件・13.6%減）となり、2 年度連続で減少した。

（3）軽自動車普及拡大のための理解促進対策

軽自動車の理解促進広報活動の展開。平成 27 年度で 36 回目の実施となる軽自動車広報キャンペーンは、従来と同様に「軽自動車の社会公共的な重要性と特性を広く一般に訴えて理解促進を図る」ことを目的に「軽自動車はみんなのために。」をキャッチフレーズとして実施した。具体的には、全国紙・ブロック紙・地方紙新聞広告、雑誌広告、駅貼りポスター、ディーラー向けポスターなどを実施した。

（4）軽自動車関係税制の理解促進対策

○ 平成 27 年度の税制改正要望活動

I. 当連合会独自の要望活動

ア. 平成 27 年度税制改正に関する要望については、税制・広報委員会の検討結果を踏まえ作成、理事会で決定し、通常総会で報告後、8 月に機関決定した要望書を自由民主党、公明党、民主党の関係部会、関係委員会、関係議員連盟などに提出した。また、国土交通省や経済産業省・総務省に対し税制要望内容説明を行った。

要望内容は、①軽四輪車等（新車）に対する軽自動車税の大幅な増税が平成 27 年度から実施され、二輪車（既販車含む）についても、平成 28 年度からの大幅な増税が決定している中で、これ以上、軽自動車及び二輪車ユーザーの負担が増えることのないよう更なる増税は行わないこと。②平成 28 年度から車齢 13 年超の軽自動車に対する重課が決定している中で、一定の環境性能を有する軽自動車に対するグリーン化特例（軽課）が平成 27 年度から実施されたが、グリーン化を進める観点から、平成 28 年度も引き続き、現行の軽課を実施すること。③軽自動車税の取得時課税として、消費税 10%時点での導入が検討されている環境性能課税の税率については、廃止される軽自動車の自動車取得税の税率（2%）を上限とし、0～2%の範囲とすること。

イ. 都府県地区軽自動車協会においては、会長等が中心となり、昨年と同様に積極的に自民党地元国会議員に対し、軽自動車の現状と課題について説明した上で、軽自動車ユーザーへの更なる税負担増の反対や軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長、環境性能課税の税率の上限を 2%とすることなどについて理解を求めた。

ウ. 10 月、総務省「自動車関係税制のあり方に関する検討会」が主催する関係団体ヒアリングに出席し、軽自動車の現状や役割を説明した上で、当連合会の税制要望内容について理解を得るべく強く訴えた。

エ. 11 月下旬から自民党税調小委員会での最終審議が始まる中で、与党国会議員

に対し積極的に要望活動を行った。

II. 軽自動車関連諸施策の推進

軽自動車に係わる諸制度、安全・環境・交通面などの課題について中長期的に検討し、軽自動車の健全な発展を図ることを目的とした「軽自動車の会」については、平成 27 年 6 月 23 日と同年 11 月 12 日に開催されたことから、軽自動車の現状と課題について説明するとともに、軽自動車ユーザーへの更なる税負担増の反対と軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長、軽自動車税の環境性能割の上限を 2% とすること等について訴え、理解を求めた。この他、自民党（国交部会、自動車議員連盟）、公明党、民主党（経産部門会議・国交部門会議）に対して、税制改正要望ヒアリングにおいて要望を行なった。

III. 要望活動の結果

12 月 16 日、与党の平成 28 年度税制改正大綱が取りまとめられ、車体課税については、「①消費税 10% 時における自動車取得税の廃止、②それに伴う自動車税・軽自動車税の環境性能割の制度概要の決定、③グリーン化特例の延長」が明記されるとともに、「消費税率 10% への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成 29 年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」と今後の車体課税の見直しに関して記載された。

軽自動車に関しては、当連合会の要望していた「グリーン化特例の延長」、「環境性能割の上限 2%」が盛り込まれる結果となった。

IV. 平成 28 年度与党税制改正大綱に対する全軽自協会長のコメント

平成 27 年 12 月 16 日の平成 28 年度税制改正大綱決定を受け、全軽自協会長のコメントを次のとおり公表した。

「平成 28 年度税制改正大綱」について

軽自動車の販売が落ち込んでいる中、「平成 28 年度税制改正大綱」において、当連合会が要望していた「軽自動車税における環境性能割の税率の上限 2%」や「現行の軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の適用期限の 1 年延長」を決定いただいたことを歓迎いたします。

また、新たに導入される軽自動車税における環境性能割において、自動車取得税の現行エコカー減税よりも課税対象の範囲が限定されたことを評価しております。

ご尽力いただいた関係者の皆様方に深く感謝申し上げます。

当連合会は、今回の税制改正大綱を踏まえつつ、多くの軽自動車ユーザーの税負担が軽減されるよう、引き続き努力してまいります。

V. 自動車税制改革フォーラムの税制要望活動

ア. 当連合会が参画し、自動車関連 21 団体で構成する自動車税制改革フォーラムは、懸案である自動車関係諸税の簡素化・負担軽減の実現に向け、車体課税関係では、「①消費税 10%時におけるユーザー負担軽減の実現、②廃止される自動車取得税の付け替えとなるような環境性能課税への反対（車体課税の見直しなき環境性能課税の先行決着反対）、③グリーン化特例の延長」などを盛り込んだ「自動車税制改革フォーラム統一要望書」を平成 27 年 10 月に取りまとめるとともに、JAFを中心とした全国 40 か所での街頭活動の実施や自動車政策懇談会の開催、自動車関係諸税の簡素化・負担軽減の実現に向けた活動（チラシの配布等）を実施した。

イ. 12 月 16 日、与党の平成 28 年度税制改正大綱が前述の通り発表されたことを受け、税制改革フォーラムは、①環境性能課税の具体的な制度が先行決定されたことは、自動車取得税廃止による簡素化やユーザー負担軽減を無意味なものにしかねず、残念と言わざるを得ない。②簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成 29 年度税制改正において、（中略）自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる旨、明記されたことは、次年度の車体課税全体の見直しにつながるものと評価する一との内容のコメントを発表した。

2. 軽自動車統計情報提供事業

- (1) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の広報
- (2) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の出版

3. 軽自動車検査電子情報提供事業

- (1) 軽自動車検査情報の電子的提供
- (2) 軽自動車検査情報の統計加工データの提供

4. 軽自動車・二輪車の防犯・法令順守促進事業

- (1) 軽自動車・二輪車の不正流通防止対策（流通確認）

① 軽四輪車の流通確認業務の実施

当連合会は、昭和 42 年の協会発足以来、民事登録制度のない軽四輪車の盗難、詐欺等による不正な届出を防止し、流通上の事故の防止を図るため、所有者の印鑑が押印された軽自動車所有者承諾書及び軽自動車検査証返納確認書により、所有者又は使用者の流通上の正当性を確認する流通確認業務を実施している。今年度も前年度に引き続き、全国の事務所の窓口においてこれらの業務を実施した。

② 軽二輪車の流通確認業務の推進

民事登録制度のない軽二輪車の盗難・詐欺等による不正な届出を防止し、流通上の事故を防止するため、軽二輪車の届出窓口において、軽自動車届出済証返納済確認書により所有者又は使用者の流通上の正当性を確認する流通確認業務について、前年度に引き続き、全国の事務所の窓口において業務を実施した。

③ 軽二輪車の使用届出制度運営に関する協力

平成27年1月28日付けの国土交通省通達をもって、「自動車登録業務等実施要領」が平成27年5月1日に一部改正され、軽二輪車の届出に関する用紙が変更されたことから、当連合会は同実施要領に基づき「軽二輪自動車等の流通確認業務等の作業要領」を同年5月1日付けで一部改正し、全国の事務所で運用している。

(2) 軽自動車・二輪車の防犯情報提供の協力

軽自動車検査協会に盗難の届出があった軽自動車については、同協会の電算システムにより、全国のいずれの窓口においても自動的にチェックがされ、不正手続きの未然防止が図られることとなっている。このことから、使用者等から軽自動車盗難にあった旨の届出が事務所にあった場合には、軽自動車の流通確認業務の一環として、軽自動車検査協会事務所を案内することとしている。詐欺にあった旨の届出があった場合又は窓口において偽造印鑑等の使用による不正な届出を発見した場合には、当該事務所からの通報をもとに本部から全国の事務所へ通報することにより、その車両に係わる名義変更等の不正届出の発見に努め、不正手続きの防止を図っている。事務所窓口における軽自動車の偽造印鑑等の使用による不正手続きの発見件数は、本年度は11件であった。これは、名義変更の申請書に偽造印鑑が旧所有者印として使用されていたものを、職員が窓口において発見し不正な手続きを未然防止したものである。

(3) 軽自動車の車庫届出の推進

保管場所確保及び保管場所届出励行対策としては、当連合会が自主的に定めた規程や各種通達をもとに次のような対策を実施し、前年度に引き続いて保管場所確保及び届出励行推進を図った。

① 会員ディーラーの販売時の対応

各軽自動車協会の会員ディーラーが取り扱った車両（傘下業販店扱いを含む）については、注文書作成の際に購入者の保管場所の所在地を確認のうえ、保管場所届出用紙の記載を求め、警察署への届出を代行するとともに、保管場所届出管理台帳によりその届出状況を把握する。

② 会員ディーラーが自社名義で届出した場合の対応

各軽自動車協会の会員ディーラーにおいては、自社名義の商品車についても必ず保管場所の届出をする。また、軽自動車の新車の保管場所の取扱いについては、全ての地域で、自社名義の車両は新車新規検査申請時に、各都府県地区

軽自動車協会に対して、別に定める報告書を提出する。

- ③ 業販店、整備事業者、中古車販売事業者及び一般ユーザーに対する届出励行の呼びかけ

中古新規検査又は名義変更等については、事務所の窓口における申請書類整備確認の際に、届出励行勸奨チラシを手渡す等により届出励行を呼びかける。

- ④ 会員ディーラーの保管場所届出率向上対策の推進

各軽自動車協会では、会員ディーラーの保管場所届出管理台帳をもとに、月別届出必要件数及び届出件数を銘柄毎に集計し、届出率を算出のうえ代表者会議等の機会を捉え、届出率の向上対策について協議をする。

- ⑤ 保管場所届出率向上のための対応

当連合会では全国の保管場所届出状況を集計し、これらの資料をもとに各ブロック会議、全国事務局長会議及び各軽自動車協会における代表者会議等において保管場所届出率の向上を図っているところであり、メーカーに対しても、都府県地区別・銘柄別の保管場所届出率の実態を示し、届出率向上対策推進の協力を要請している。また、届出率が 95%以下の会員ディーラーには、当該軽自動車協会より改善の要請を行い、会員ディーラーの届出率が 95%を下回る当該軽自動車協会に対しては、当連合会より改善の要請を行っている。

5. 軽自動車・二輪車の安全環境対策事業

- (1) 軽自動車・二輪車の安全環境対策への協力

- ① 不正改造車を排除する運動の実施
- ② 自動車点検整備推進運動の実施
- ③ 定期点検整備促進運動の実施
- ④ 「自動車整備人材確保・育成促進協議会」への参画・協力

- (2) 軽自動車・二輪車の安全運転普及運動の推進

- ① チャイルドシート指導員養成研修会の周知
- ② 自賠責保険制度のPRの推進

- (3) 軽自動車の交通事故調査分析への協力

- (4) 軽自動車のリコール情報の提供

- ① 軽自動車検査情報の電算編集処理及び提供

軽自動車のリコール情報について、一般社団法人日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合との軽自動車検査情報提供契約に基づき、情報利用者である軽自動車メーカー等各社への提供を行った。平成 27 年度における軽自動車検査情報は 1172 万件、前年度比は 97.8%であった。

- ② 検査対象外軽自動車届出情報の収集、電算編集処理及び提供

軽二輪車のリコール情報について、一般社団法人日本自動車工業会との検査対

象外軽自動車届出情報提供契約に基づき、情報利用者である軽二輪メーカー各社への提供を行った。平成 27 年度における検査対象外軽自動車届出情報（軽二輪）は 49 万件、前年度比 100.0%であった。

(5) 軽自動車の引取等のリサイクルの推進

(6) 二輪車の自主リサイクル対策の推進

① 二輪車リサイクルの活動概況

平成 27 年度は、廃棄二輪車取扱店を国内 4 メーカー及び輸入事業者 12 社と契約のある販売店に限定し、より円滑な受入態勢を構築できるように改善を図った。

② 廃棄希望二輪車の回収処理と不法投棄の防止対策

③ 全軽HPにおける廃棄二輪車取扱店名簿のリニューアル

6. 軽自動車流通改善関係事業

(1) 軽自動車届出の平準化

① 月末 4 日間の新車新規検査申請件数を月間件数の 40%以下とすることを目標としており、目標達成に向けて未達成のディーラーに対して一層の協力を要請すること。

② 各月月末最終日午後については、当分の間、窓口業務の平準化のため、使用者がディーラー名義の車両の申請（届出）は自粛する。

(2) 軽自動車届出の適正化

① 「軽自動車流通改善統計月報」の継続的な発行

流通改善を図るために「軽自動車流通改善統計月報」を流通委員会委員長名で毎月発行し、各軽自動車協会に対しすべての会員ディーラーに流通改善指標の共有を図った。

② 軽自動車届出の適正化

平成 19 年 10 月 21 日開催の理事会で承認された事項として、引き続き、各都府県地区軽自動車協会が収集した使用者がディーラー名義の車両の銘柄別台数を各軽自動車協会の流通委員会等に提出し、ディーラー名義車両台数の数字の精度の向上と自社登録の届出の適正化に努めた。

③ 流通委員会の開催

ア. 流通改善指標の推移の注視――都府県地区軽自動車協会及び銘柄販売店会においてそれぞれ未使用車問題等の流通改善の実効を上げるために、委員会として、「軽自動車流通改善統計月報」により自社名義比率等の流通改善指標の推移を評価するとともに、継続的に注視している。

イ. 自社名義届出率に関する検討――月末 4 日間比率や保管場所届出率は、全軽自協の目標値が設定されているが、自社名義比率については、流通委員会の協議のもとに、同届出率が 5%以上、10%以上の場合は統計月報の該当箇所欄に

網掛けを行い、「流通改善の目安」として周知しているが、さらに同目標値の設定に関する方策等について検討を行なった。目標値が設定されている月末4日間比率と自社名義届出率の関係については、月末4日間比率の目標値40%を超える場合には、同届出率も高く、一定の相関関係にあることが確認された。

ウ. 未使用車流通市場の最近の状況の把握――未使用車流通市場の実態把握のため、調査会社に委託して平成25年度に第2回目の調査を実施したところであるが、その後の平成26年4月からの消費税増税、平成27年4月からの軽自動車税増税による市場への影響等を把握するため、平成27年7月の流通委員会にて、同調査会社から「未使用車流通市場の最近の動向」について話を聞くとともに、意見交換を行なった。

(3) 軽自動車の流通上の課題への対応

- ① 自動車公正取引推進に対する協力
- ② 中古自動車査定制度推進に対する協力

7. 軽自動車検査関係支援協力事業

(1) 軽自動車検査の申請窓口業務への協力

- ① 通達等の周知徹底
- ② 自動車登録等適正化推進運動の実施
- ③ 事務所の移転
- ④ 軽自動車検査協会の窓口業務の受託

平成27年度における請負業務としての実施件数は、申請書類整備確認及びOCR投入業務が768万件、並びに自動車検査証返納等業務が274万件であった。

- ⑤ 窓口業務におけるCS・接客向上対策
- ⑥ 事務所職員業務研修会
- ⑦ 事務所中間管理者会議
- ⑧ 登録情報処理機関への協力
- ⑨ 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）等への対応

軽自動車の保有関係手続のワンストップサービスについては、平成26年2月に国土交通省自動車局に設置された「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン検討会」の最終報告（平成27年1月）において「軽自動車については、早ければ平成31年からの導入を目指した検討を平成26年度から開始する」とされた。軽自動車検査協会が上記報告書を踏まえ、軽自動車のOSS導入に関する検討を進める中で、当連合会は国土交通省の登録車OSSの取り組み状況並びに軽自動車検査協会の軽自動車OSSの検討状況について情報収集等を行った上で、「軽自動車のOSSが導入された場合の影響と対応の検討」について、外部研究機関に委託調査を行った。

- (2) 軽自動車検査手数料の収納業務への協力

8. 軽自動車の検査関係業務の受託事業

- (1) 軽自動車税の徴税関連業務への協力

- ① 自動車取得税及び軽自動車税申告書の受付等の業務
- ② 軽自動車税納付情報提供サービスの構築

これまで一部の事務所が市町村等から受託していた税申告の電子入力業務について、新たに、検査証情報を利用した「軽自動車税納付情報提供サービス」を平成 25 年 4 月から全国展開している。平成 27 年度は、軽自動車税の見直しに伴い必要な情報を提供するための所要のシステムの改修を行った。平成 28 年末現在で 1 県 102 市区町村に対し本サービスの提供を実施している。

- ③ 検査情報の提供

- (2) 軽自動車の検査関連業務の受託

9. 軽自動車用紙関係事業

- (1) 軽自動車の検査申請用紙の印刷・頒布
- (2) 軽自動車・二輪車の流通確認用紙の印刷・頒布

10. 組織運営改善対策

- (1) 会議の開催
- (2) 会報の発行
- (3) 賞勲業務の実施
- (4) 内部統制の強化
 - ① 個人情報等保護方針について
 - ② 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証取得後の対応
 - ③ 組織のガバナンス強化について

以上